



2025 年 5 月 14 日

各 位

会 社 名 株式会社 ジェイ エイ シー リクルートメント
代 表 者 名 代表取締役会長兼社長 田 崎 ひろみ
(コード番号：2124 東証プライム)
問 合 せ 先 取締役 管理本部長 CFO 沖 野 俊 彦
(TEL：03-5259-6926)

従業員向けインセンティブ・プランとしての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、2025 年 5 月 14 日開催の取締役会（以下「本取締役会」といいます。）において、以下のとおり、自己株式の処分（以下「本自己株式処分」又は「処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 処分の概要

(1) 処 分 期 日	2025 年 6 月 4 日
(2) 処分する株式の種類 及 び 数	当社普通株式 300,000 株
(3) 処 分 価 額	1 株につき 828 円 ただし、2025 年 5 月 17 日から同月 22 日までの間のいずれかの日（以下「条件決定日」といいます。）の直前営業日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の終値（以下「条件決定日前営業日の終値」といいます。）のうち最も高い金額が 828 円を上回る場合、処分価額は条件決定日前営業日の終値のうち最も高い金額と同額とします。（注）
(4) 処 分 総 額	248,400,000 円（本日現在の見込額であり、上記（3）の処分価額に（2）の処分株式数を乗じた金額とします）
(5) 処 分 予 定 先	日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与 E S O P 信託口）
(6) そ の 他	本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券届出書を提出しています。

（注）本自己株式処分の処分価額の決定方法（条件決定日を設けた趣旨）

本自己株式処分の決議日である 2025 年 5 月 14 日に、当社は 2025 年 12 月期第 1 四半期決算短信を開示しています。このため、当該開示に伴う株価の変動を本自己株式処分の処分価額に織り込むことを目的として、2025 年 5 月 22 日に、2025 年 5 月 13 日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の終値である 828 円と条件決定日前営業日の終値のうち最も高い金額を比較し、いずれか高い方の金額を処分価額として決定することとしました。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2021 年 5 月 14 日開催の取締役会において、当社従業員の長期的な業績向上や株価上昇に対する意欲や士気の高揚を図るとともに、中長期的な企業価値向上を図ることを目的としたインセンティブ・プランとして、株式付与 E S O P 信託（以下「本信託」といいます。）による株式交付制度の再導入、及び、本信託を割当先とする第三者割当による自己株式処分を決議しました。

本信託は 2021 年 5 月 31 日から 2027 年 5 月 31 日までの信託期間を予定していますが、当社の順調な業績拡大に伴い、本信託の受益者要件を充足して株式交付の対象となる当社従業員（以下「対象従業員」といいます。）の員数は当初の計画以上に増加しており、今後についても増加が予想されます。このため、現在本信託に残っ

ている株式数では、今後対象従業員に交付すべき株式数に対して不足が生じる見通しとなり、今回、本自己株式処分のための金銭を追加拠出して、普通株式 300,000 株を追加取得することとしました。

(注) 本信託の詳細については、2021 年 5 月 14 日開示の「株式付与 E S O P 信託による株式交付制度の再導入に関するお知らせ」をご参照ください。

3. 本信託契約の概要

信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
信託の目的	受益者要件を充足する当社従業員に対するインセンティブの付与
委託者	当社
受託者	三菱 U F J 信託銀行株式会社 (共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)
受益者	当社従業員のうち受益者要件を充足する者
信託管理人	専門実務家であって、当社と利害関係のない第三者（公認会計士）
信託契約日	2021 年 5 月 31 日
信託の期間	2021 年 5 月 31 日～2027 年 5 月 31 日（予定）
制度開始日	2021 年 5 月 31 日
議決権行使	受託者は、受益者候補の議決権行使状況を反映した信託管理人の指図に従い、当社株式の議決権を行使します。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額については、恣意性を排除した価格とするため、2025 年 5 月 13 日（本取締役会決議日の前営業日）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値である 828 円と条件決定日前営業日の終値のうち最も高い金額を比較し、高い方の金額としています。このような自己株式処分の処分価額の決定方法は、既存株主の利益に配慮した合理的な方法であり、また、処分価額を市場株価と同額に決定する方法であるため、算定根拠として客観性が高く合理的であると判断しました。

なお、上記処分価額につきましては、当社の監査等委員会（監査等委員である取締役 3 名で構成され、全員が社外取締役、かつ株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員）が、特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しています。

以 上